



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年7月20日金曜日 第2994号外2

◇ 目 次 ◇

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則等の一部を改正する規則.....	(税務課).....	1
告 示		
愛媛県県税賦課徴収条例の規定による自動車税及び自動車取得税の納税地の指定.....	(税務課).....	2
訓 令		
愛媛県保健所処務規程の一部を改正する訓令.....	(薬務衛生課).....	2

規 則

○愛媛県規則第37号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則等の一部を改正する規則

(愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部改正)

第1条 愛媛県県税賦課徴収条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>(県税証紙及び始動票札の買受け等)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 <u>中予</u>地方局長</p> <p>_____は、収納計器取扱人から始動票札引換書の提出があつたときは、額面金額に相当する始動票札を交付するものとする。</p> <p>5・6 省略</p> <p>第21号様式(第5条関係)</p> <p>(始動票札引換書)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>本書を<u>中予</u>地方局長に提出し、上記額面金額の始動票札の交付を受けてください。</p> <p>省略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">中予地方局取扱者</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> </div>	中予地方局取扱者		<p>(県税証紙及び始動票札の買受け等)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 <u>証紙</u>徴収の方法によつて徴収する自動車税及び証紙によつて徴収する自動車取得税の納税地を管轄する<u>地方局長</u>は、収納計器取扱人から始動票札引換書の提出があつたときは、額面金額に相当する始動票札を交付するものとする。</p> <p>5・6 省略</p> <p>第21号様式(第5条関係)</p> <p>(始動票札引換書)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>本書を_____地方局長に提出し、上記額面金額の始動票札の交付を受けてください。</p> <p>省略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">地方局取扱者</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> </div>	地方局取扱者	
中予地方局取扱者					
地方局取扱者					

(愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(平成27年愛媛県規則第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>(経過措置)</p>	<p>附 則</p> <p>(経過措置)</p>

3 新規則第10号様式3の規定は、平成31年10月1日以後に課すべき県たばこ税について更正し、又は決定した場合の通知書兼不足税額等納額告知書について適用し、同日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税について更正し、又は決定した場合の通知書兼不足税額等納額告知書については、なお従前の例による。

3 新規則第10号様式3の規定は、平成31年4月1日以後に課すべき県たばこ税について更正し、又は決定した場合の通知書兼不足税額等納額告知書について適用し、同日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税について更正し、又は決定した場合の通知書兼不足税額等納額告知書については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年10月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第727号

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第4条第2項の規定により、自動車取得税及び自動車税の納税地を次のように定め、平成31年1月1日から適用し、愛媛県県税賦課徴収条例の規定による自動車税及び自動車取得税の納税地の指定（昭和43年6月愛媛県告示第611号）は、平成30年12月31日限り廃止する。

平成30年 7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 愛媛県県税賦課徴収条例第36条第1号から第3号までに掲げる自動車の取得に対して課する自動車取得税 愛媛県中予地方局の所在地
- 2 証紙徴収の方法及び知事から得た納付情報により納付する方法によって徴収する自動車税 愛媛県中予地方局の所在地

訓 令

○愛媛県訓令第21号

庁 中 一 般
保 健 所

愛媛県保健所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年 7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県保健所処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県保健所処務規程（昭和26年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前							
別表（第4条、第8条関係） 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項					別表（第4条、第8条関係） 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項							
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分			組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分			
			所 長	課 長	主 幹				所 長	課 長	主 幹	
生 活 衛 生 課	1～4 省略					生 活 衛 生 課	1～4 省略					
	5 旅館業法 （昭和23年 法律第138 号）の施行 に関する事 務	1 旅館業の営業に関するこ と。					5 旅館業法 （昭和23年 法律第138 号）の施行 に関する事 務	1 旅館業の営業に関するこ と。				
		(1)～(11) 省略						(1)～(11) 省略				
		(12) 指示（条例第4条の表 第6の項第9号）			○			(12) 指示（条例第4条の表 第6の項第8号）			○	
	(13)～(15) 省略				(13)～(15) 省略							
	6～18 省略					6～18 省略						
備考 省略					備考 省略							

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。